

「土木工事標準仕様書」
の改定について
(概要版)

土木工事標準仕様書の改定

本県の土木工事標準仕様書の参考図書

- 国交省 土木工事共通仕様書
- 中部地整 土木工事特記仕様書
- 各事業課への意見照会
- 国交省 公園緑地工事共通仕様書
- 下水道土木工事必携（案）
- 港湾工事共通仕様書

法律改定及び中部地整土木工事特記仕様書の一部改定に伴い、本県の仕様書も改定。
(R5.4.1)

【土木工事標準仕様書 目次】

第1編 総則編

第2編 材料編

第3編 工事共通編

第4編 河川編

第5編 海岸編

第6編 砂防編

第7編 道路編

第8編 公園緑地編

第9編 下水道編

第10編 港湾編

第11編 電気通信設備・機械編

第12編 適用基準一覧表

●土木工事施工管理基準

(出来形管理・品質管理)

●写真管理基準

赤字の下線が
改定した項目

第1編 第1章 総則 第1節 総則

追加

1-1-22 監督員による確認及び立会等

9. 施工状況把握の臨場

- 段階確認一覧表

種 別：地覆工、橋梁用高欄工

確認時期：鉄筋組立て完了時

確認項目：設計図書との対比
スパーサの個数



⇒ 土木工事監督要領の段階確認一覧表も改定

(国土交通省工事共通仕様書改定)

第1編 第1章 総則 第1節 総則

新規追加

1-1-29 施工管理

9. 工事情報共有化

請負者は、監督員及び請負者の間の情報を電子的に交換・共有することにより、業務の効率化を図らなければならない。

また、情報を交換・共有するにあたっては、工事情報共有システム（ASP）を活用することとし、最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づくこととする。

10. 不具合等発生時の措置

請負者は、工事施工途中に工事目的物や工事材料等の不具合等が発生した場合、または、公益通報者等から当該工事に関する情報が寄せられた場合には、その内容を監督員に直ちに通知しなければならない。

（国土交通省工事共通仕様書改定）

第1編 第1章 総則 第1節 総則

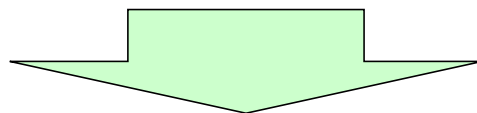
改定

1-1-33 工事中の安全確保

12. 安全教育・訓練等の記録

工事記録の様式削除に伴う改定

請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、**工事記録に記載するとともに**、写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

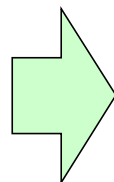


請負者は、安全教育及び安全訓練等の実施状況について、**書面及び**写真等に記録した資料を整備及び保管し、監督員の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

1-1-46 提出書類

1. 一般事項 工事記録の様式削除に伴う改定

提出書類
(2) 工事記録



提出書類
(削除)

(建設企画課改定)

第1編 第1章 総則 第1節 総則

1-1-49 保険の付保及び事故の補償

新規追加

4. 法定外の労災保険の付保

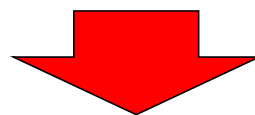
請負者は、法定外の労災保険に付さなければならない。

⇒ 工事特記仕様書の法定外の労災保険の項目を削除

6. 建設業退職金共済制度の履行

改定

工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査員に提示しなければならない。



工事完成時、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、監督員に提示しなければならない。

(国土交通省工事共通仕様書改定)

第1編 第1章 総則 第1節 総則

改定

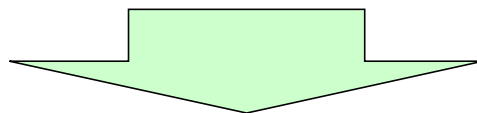
1-1-57 発注者指定、もしくは請負者の
申出により実施する施策

2. 完全週休2日制・週休2日制工事

完全週休2日制・週休2日制工事实施要領改定

請負者は、「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」の規定に従い、完全週休2日制又は週休2日制工事を、監督員と協議の上で実施することができる。

ただし、設計図書において、発注者指定型と明示された場合は、「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」に従って実施しなければならない。



請負者は、設計図書において、「完全週休2日制・週休2日制工事实施要領」の対象工事と明示された場合は、同規定に従って実施しなければならない

(建設企画課改定)

第3編 第2章 無筋・鉄筋コンクリート

第6節 運搬・打設

2-6-5 締固め

4. 狭隘・過密鉄筋箇所における締固め

新規追加

狭隘・過密鉄筋箇所における締固めを確実に実施するため、その鉄筋径・ピッチを踏まえたバイブレータを用いるものとし、その締固め方法（使用器具や施工方法）を施工計画書に記載しなければならない。



（国土交通省工事共通仕様書改定）

第3編 第3章 一般施工 第3節 共通の工種

改定

3-3-2 材料

溶融亜鉛めっきの基準

JIS規格の改正

- めっき皮膜の規定を付着量から膜厚に変更。
それに伴い、1種、2種の区分なし。
- 記号の変更

付着量[g/m²]

改正前	
記号	付着量 [g/m ²]
HDZ A	※250以上
HDZ B	※300以上
HDZ 35	350以上
HDZ 40	400以上
HDZ 45	450以上
HDZ 50	500以上
HDZ 55	550以上

膜厚[μm]

改正後	
種類の記号	膜厚 [μm]
HDZT 35	35以上
HDZT 42	42以上
HDZT 49	49以上
HDZT 56	56以上
HDZT 63	63以上
HDZT 70	70以上
HDZT 77	77以上

改定

(国土交通省工事共通仕様書改定)

第3編 第3章 一般施工 第4節 基礎工

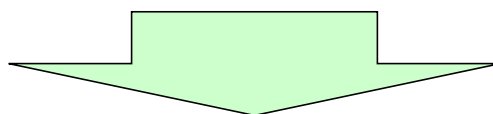
改定

3-4-4 既製杭工

13. 既製コンクリート杭の施工

JIS名称変更に伴う改定

(1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（遠心力コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。



(1) 請負者は、杭の適用範囲、杭の取扱い、杭の施工法分類はJIS A 7201（既製コンクリートくいの施工標準）の規格によらなければならない。

(国土交通省工事共通仕様書改定)

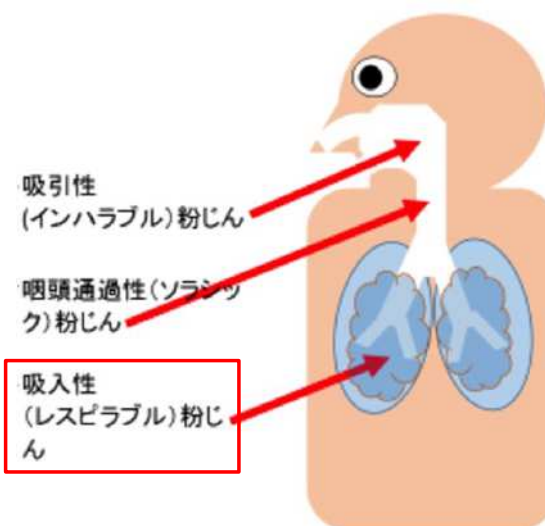
第3編 第3章 一般施工 第12節 仮設工

3-12-16 トンネル仮設備工

9. 集じん装置の設置

改定

請負者は、集じん装置の設置にあたり、トンネル等の規模等を考慮した上で、十分な処理容量を有しているもので、粉じんを効率よく捕集し、かつ、**レスピラブル**（吸入性）粉じんを含めた粉じんを清浄化する処理能力を有しているものを選定しなければならない。



(国土交通省工事共通仕様書改定)

第6編 第1章 砂防堰堤 第6節 コンクリート堰堤工 1-6-10 残存型枠（砂防工）

追加

6. 残存型枠（外壁兼用型、構造物一体型）を使用する場合の注意事項

（4）残存型枠及び残存化粧型枠を使用する場合は、埋没部と意匠部での製品の切り替え以外の部分において、堰堤の途中段階で異なる製品を使用してはならない。

7. 本条第3項の規格以外の残存型枠工

新規追加

（1）本条3項の規格以外の残存型枠工を使用する場合は、施工条件、施工性を含めた安全性、費用、施工期間等を勘案し有用な場合に限り、それらに関する資料等を監督員に提出のうえ、承諾を得なければならない。

（2）使用にあたっては本条第6項の規定を遵守すること。

（砂防課改定）

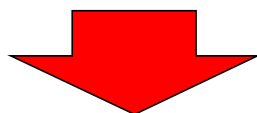
第7編 第2章 舗装 第3節 舗装工

2-3-4 橋面防水工

4. 橋面防水工の施工

追加

請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-8-5アスファルト舗装工の規定による。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。



請負者は、橋面防水工の施工にあたっては、「道路橋床版防水便覧 第6章材料・施工」（日本道路協会、平成19年3月）の規定及び第3編3-8-5アスファルト舗装工の規定によることとする。床版面の前処理を適切に実施するとともに、防水層の敷設、塗布等についてはがれや塗りむらなどが生じないように適切に管理しなければならない。これにより難しい場合は、監督員の承諾を得なければならない。

（国土交通省工事共通仕様書改定）

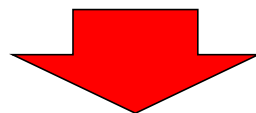
第7編 第4章 鋼橋上部 第7節 橋梁付属物工

4-7-6 橋梁用防護柵工

改定

(2) 鋼製材料の支柱をコンクリートに埋め込む場合（支柱を土中に埋め込む場合であって地表面をコンクリートで覆う場合を含む）において、支柱地際部の比較的早期の劣化が想定される以下のような場所には、一般的な防錆・防食処理方法に加え、必要に応じて支柱地際部の防錆・防食強化を図らなければならない。

- ① 海岸に近接し、潮風が強く当たる場所
- ② 雨水や凍結防止剤を含んだ水分による影響を受ける可能性がある場所
- ③ 路面上の水を路側に排水する際、その途上に支柱がある場合



(2) 以下に示すような場所で環境条件が特に厳しい場合には、さらに防錆・防食効果が期待できる処理を施すものとする。

- ① 凍結防止材を散布する区間
- ② 交通量が非常に多い期間
- ③ 海岸に近接する区間（飛沫の当たる場所、潮風が強く当たる場所など）
- ④ 温泉地帯など
- ⑤ 雨水や凍結防止剤を含んだ水が長期間滞留または接触する場所

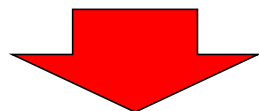
(国土交通省工事共通仕様書改定)

第7編 第4章 鋼橋上部 第7節 橋梁付属物工 4-7-9 銘板工

改定

3. 橋歴板記載事項

請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の**製作**年月を記入しなければならない。



請負者は、橋歴板に記載する年月は、橋梁の**竣工**年月を記入しなければならない。

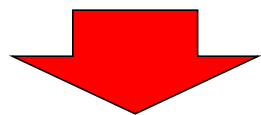


(道路橋示方書を準拠)

第7編 第5章 コンクリート橋上部
第6節 PCホロースラブ橋工
5-6-4 PCホロースラブ製作工
1. 円筒型枠の施工

改定

請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置を設置しなければならない。



請負者は、円筒型枠の施工については、コンクリート打設時の浮力に対して必要な浮き上がり防止装置について、その内容を施工計画書に記載し、設置しなければならない。



(国土交通省工事共通仕様書改定)

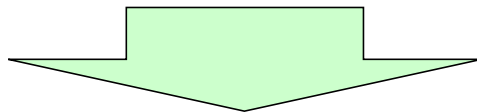
土木工事施工管理基準（出来形管理） 出来形管理基準及び規格値 諸基準類の改定に伴う改定

改定

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)〇〇編△△△」

(〇〇編△△△の例)

- 土工編 多点計測技術（面管理の場合）
- 土工編 計測技術（断面管理の場合）
- 舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）
- 舗装工編 計測技術（断面管理の場合）
- 河川浚渫工編
- 護岸工編
- 表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
- 構造物工編（試行）
- トンネル工編



「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」

（国土交通省工事共通仕様書改定）

土木工事施工管理基準（出来形管理）

改定

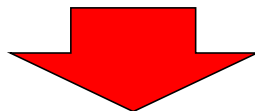
出来形管理基準及び規格値

第3編 工事共通編

3-8-5. アスファルト舗装工

測定基準

幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長40m以下の間隔で測定することができる。



測定基準

幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。

（国土交通省工事共通仕様書に準じて改定）

土木工事施工管理基準（出来形管理）

出来形管理基準及び規格値

第7編 道路編

2-3-4. 橋面防水工(シート系床版防水工)

新規追加

工 種：橋面防水工
（シート系床版防水工）
測定項目：シートの重ね幅
規格値(mm)：-20~+50
測定基準：標準重ね幅100mmに対し、
1施工箇所毎に目視と測
定により全面を確認



土木工事施工管理基準（出来形管理）

出来形管理基準及び規格値

第7編 道路編

3-4-8. 橋台躯体工

3-4-9. 橋脚躯体工

アンカーボルトの計測位置の明確化

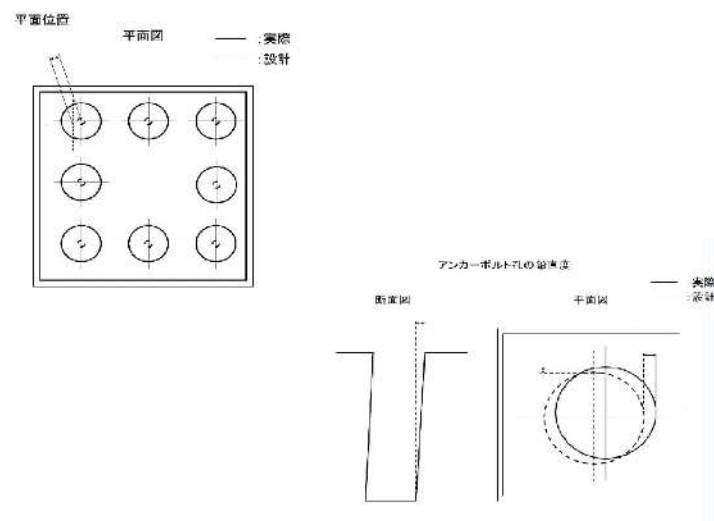
追加

測定基準

支承部アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は沓座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。

アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。

測定箇所



（国土交通省工事共通仕様書改定）

土木工事施工管理基準（品質管理） 品質管理基準及び規格値

新規追加

4. 基礎工

種 別：施工
試験区分：必須
試験項目：支持層の確認
試験方法：試験杭
規格値：試験杭の施工により定めた方法を満足していること。
摘 要：中掘り杭工法（セメントミルク噴出攪拌方式）、プレボーリング杭工法、鋼管ソイルセメント杭工法及び回転杭工法における支持層の確認は、支持層付近で掘削速度を極力一定に保ち、掘削抵抗値（オーガ駆動電流値、積分電流値又は回転抵抗値）の変化をあらかじめ調査している土質柱状図と対比して行う。この際の施工記録に基づき、本施工における支持層到達等の判定方法を定める。



土木工事施工管理基準（品質管理） 品質管理基準及び規格値

新規追加

5. 場所杭工

種 別：施工
試験区分：必須
試験項目：孔底沈殿物の管理
試験方法：検測テープ
規 格 値：設計図書による。
摘 要：孔底に沈積するスライムの量は、掘削完了直後とコンクリート打込み前に検測テープにより測定した孔底の深度を比較して把握する。



土木工事施工管理基準（品質管理） 品質管理基準及び規格値

新規追加

6. 既製杭工（中掘り杭工コンクリート打設方式）

種 別：施工
試験区分：必須
試験項目：孔底処理
試験方法：検測テープ
規 格 値：設計図書による。
摘 要：泥分の沈降や杭先端からの土砂の流入等によってスライムが溜ることがあるので、孔底処理からコンクリートの打設までに時間が空く場合は、打設直前に孔底スライムの状態を再確認し、必要において再処理する。



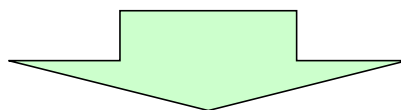
写真管理基準

改定

撮影箇所一覧表 諸基準類の改定に伴う改定

撮影頻度〔撮影時期〕

「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）**土工編** 多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）」に基づき



「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案） 多点計測技術（面管理の場合）における空中写真測量（UAV）**および地上写真測量**」に基づき

品質管理

追加

1.セメント・コンクリート 諸基準類の改定に伴う改定

撮影頻度〔撮影時期〕

ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」により施工完了時の状況（全周）の提出によりひび割れ調査写真を代替することができる。

（国土交通省工事共通仕様書改定）

写真管理基準

出来形管理

第3編 工事共通編

4-1-2. 場所打擁壁 諸基準類の改定に伴う改定

追加

撮影頻度〔撮影時期〕

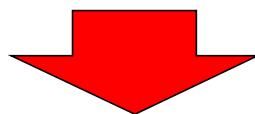
ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」による場合は1工事に1回

3-8. 一般舗装工

改定

撮影項目

幅 各層毎40mに1回〔修正後〕



撮影項目

幅 各層毎80mに1回〔修正後〕

（国土交通省工事共通仕様書に準じて改定）